

# 愛知県立春日井泉高等学校部活動に係る活動方針

## 1 目標

- (1) 学校教育の一環として実施する。
- (2) 部活動に参加することで、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として、豊かな人間性を育成する。

## 2 本年度の部活動

### (1) 本年度設置する部活動

#### ア 運動部

サッカー部（男子・女子）、ソフトボール、ソフトテニス（男子・女子）、ハンドボール、バスケットボール（男子・女子）、バレーボール、野球、陸上、バドミントン

#### イ 文化部

家庭、演劇、コンピュータ、茶華道、珠算・電卓、書道、合唱、簿記、ワープロ、吹奏楽、創作活動

### (2) 活動時間及び日数

#### ア 活動時間

(ア) 学期中：平日2時間程度まで

土日、祝日3時間程度まで（公式戦、練習試合を除く）

(イ) 長期休業中：3時間程度まで（公式戦、練習試合を除く）

(ウ) 活動時間帯や下校時間の詳細は別に定める。

#### イ 休養日

週当たり2日以上の休養日を設ける。

平日は原則として1日は休養日とする。土日は原則どちらか1日は休養日とする。ただし、生徒の実態や競技種目の特性に応じて、休養日を変更する場合がある。

#### ウ その他

(ア) 定期考査1週間前（土日含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は別に定める。

(イ) 年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は別に定める。

### (3) 大会参加

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

ア 県高体連・高野連・高文連が主催、共催の大会とする。

イ その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）。

## 3 部活動運営

### (1) 体罰等の禁止

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等は決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導を徹底する。

### (2) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことのできない大切なことである。顧問は活動に関する基本方針・活動計画（活動時間・休養日等）を明確にし、保護者に示す。

## 春日井泉高校 部活動ガイドライン

## 【活動時間】

- 平日の活動時間は、2時間程度までとする。
- 土日、祝日、長期休業日の活動時間は、3時間程度までとする。

<補足事項>

- (1) 平日の活動時間は、最大2時間30分までとする(完全下校時刻の午後7時を厳守)。ただし、定時退校日等により学校が定めた時間がある場合には指定された時間内で活動を行う。
- (2) 午前授業時は、最大3時間30分までとする。
- (3) 平日の活動は原則として授業後とするが、次のようなケースは始業前(午前7時30分～)の活動も可能とする。ただし、始業前の活動時間も平日の活動時間に含める。
  - ア 気象等を考慮し、生徒の健康・安全に配慮した活動を行う場合
  - イ 陸上競技の投てき練習等で、安全を確保した活動を行う場合
- (4) 土日、祝日、長期休業日の活動時間は、最大3時間30分までとする。(公式戦、練習試合等を除く)

## 【休養日】

- 週当たり2日(平日1日と土日いずれか1日)以上の休養日进行ける。

<補足事項>

- (1) 平日の休養日は、職員会議のある木曜日に設定することが望ましい。
- (2) 平日に休養日を設定できない場合は、前後週いずれかの平日に休養日进行ける。
- (3) 考査時間割発表日及び考査がかかる週は、平日の休養日の設定を絶対としない。
- (4) 土日、祝日、長期休業日に週当たり2日の休養日进行ける場合は、平日の休養日の設定を絶対としない。
- (5) 年末年始等の学校閉庁日は、休養日とする。大会等がある場合は、学校長に相談する。
- (6) 土日、祝日、長期休業日に休養日を設定できない場合、年間のいずれかの土日、祝日、長期休業日に休養日进行ける。

## 【その他】

- (1) 顧問は年間活動計画を年度当初に、月間活動計画を前月25日までに作成し、校長の許可を得て、あらかじめ生徒及び保護者に周知する。
- (2) 練習日に顧問の出張・会議等があり、やむを得ず指導に立ち会えない場合は、生徒に対し十分に健康・安全面に配慮した練習内容を指示するとともに、怪我等があった場合の連絡方法について確認させる。
- (3) 練習後、休養日、始業前の自主練習は、生徒の健康・安全面への配慮や教員の多忙化解消の観点から原則認めない。ただし、補助的で限定的な活動として生徒本人の強い希望があり、顧問が実施を認めるとともに、以下の条件を満たした場合に限り活動を認める。
  - ア 顧問が生徒の健康・安全面への配慮を十分にできていること
  - イ 怪我等があった場合の顧問への連絡方法がしっかり確認されていること
  - ウ 次の自主練習時間を厳守できること
    - (ア) 平日の活動日の練習後は、完全下校時間(午後7時)の15分前まで
    - (イ) 平日の休養日は、通常の下校時刻(夏季:午後5時、冬季:午後4時30分)まで
    - (ウ) 始業前は、開錠時間(午前7時30分)以降から午前8時15分まで
- (4) 午前授業時、土日、祝日、長期休業日は、練習日、休養日を問わず自主練習を認めない。
- (5) 生徒の完全下校が完了するまで、部顧問が責任をもって管理する。

附則 このガイドラインは、平成31年4月1日より施行する。(令和7年4月1日一部修正)